工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。　　　　監督員

考査項目	細別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	施工体制が特に良好である	施工体制が良好である	他の事項に該当しない	施工体制がやや不備である	施工体制が不備である
	□	[評価対象項目] □ 工事カルテを、事前に監督員の承諾を受け、契約締結後10日以内に登録機関に申請が完了している。 □ 現場代理人、主任（監理）技術者届け及び、契約工程表が契約締結後14日以内に提出されている。 □ 主任（監理）技術者が工事途中及び立会検査等の事前に現場の確認を行っている。 □ 掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。 □ 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。 □ 建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 □ 労災保険関係成立表を公衆の見やすい場所に掲示している。 □ 建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、主任（監理）技術者を正しく記載している。 □ 下請負契約書契約後、直ちに下請通知書を提出している。 □ 施工体制台帳を現場に備え付け、かつ適宜変更の都度同一のものを提出している。 □ 下請負契約書又は請書（写）（2次3次の再下請を含む。）を添付している。 □ 施工体系図の内容が適正であり、かつ工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 □ 施工体系図または下請通知書等に記載されている業者のみが作業している。 □ 受注者が、その下請工事の施工に実質的に関与している。 □ 緊急指示、災害、事故が発生した場合の対応が速やかである。 □ その他　　理由（　　　　） ［　　］／［　　］＝［　　］% 該当項目が90%以上　･････････････　a 該当項目が80%以上90%未満　･････　b 該当項目が60%以上80%未満　･････　c 該当項目が60%未満　･････････････　d ① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数 ④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『－』を入れてC評価とする。				□ 施工体制が不備であり、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当項目があれば‥　e

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。　　　　監督員

考査項目	細別	a	b	c	d	e
1．施工体制	Ⅱ．配置技術者	技術者が適切に配置されている	技術者がほぼ適切に配置されている	他の事項に該当しない	技術者の配置がやや不備である	技術者の配置が不備である
	（現場代理人等） □	[評価対象項目] □ 現場代理人は、現場に常駐している。 □ 現場代理人として、監督職員への連絡調整、協議等を書面で行っている。 □ 監理技術者（主任技術者）が現場に専任している。 □ 主任（監理）技術者は、施工計画や工事に係わる工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっている。 □ 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。 □ 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。 □ 施工に先立ち、創意工夫又は、提案をもって工事を進めている。 □ 書類及び資料が適切に整理されている。 □ 施工体制、施工状況を把握し、下請負業者、部下等をよく指導している。 □ 主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 □ その他　　理由（　　　　） □ ／ □ ＝ □％ 該当項目が90％以上 ･････････････ a 該当項目が80％以上90％未満 ･････ b 該当項目が60％以上80％未満 ･････ c 該当項目が60％未満 ･････････････ d ① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『―』を入れる。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（％）で評価する。 ③ 評価値（　％）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数 ④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『―』を入れてC評価とする。				□ 現場代理人等の技術者配置が不備等により、監督員から文書による改善指示を行った。 1項目でも該当あれば ･･ e

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。　　監督員

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2．施工状況	Ⅰ．施工管理	施工管理が特に良好 である	施工管理が良好 である	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である

□

[評価対象項目]

- □ 契約約款18条第1項第1号から5号に基づく設計図書の照査を行っている。
- □ 設計図書と現場に相違がある場合、その事実が確認できる資料を提示して確認を受けている。
- □ 施工に先立ち、設計図書及び現場条件を反映した内容の施工計画書を提出している。
- □ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。
- □ 施工計画書の記載内容と現場体制が一致している。
- □ 工事材料が事前に監督員に承認され、適切に管理している。
- □ 品質確保のための対策など、施工に関する工夫を書面で確認できる。
- □ 施工途中の出来形、品質管理が書面で確認できる。
- □ 現場内での整理整頓が、日常的に行われている。
- □ 監督員の立会にあたって予め連絡をしている。
- □ 段階確認の確認時期が、適切である。
- □ 建設副産物及び建設廃棄物が産業廃棄物管理票（マニュフェスト）により適正に処理されている。
- □ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書及び、産業廃棄物処理計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。
- □ 低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
- □ その他　　理由（　　　　　　　　　　）

該当項目が90%以上 ･････････････ a
該当項目が80%以上90%未満 ･････ b
該当項目が60%以上80%未満 ･････ c
該当項目が60%未満 ･････････････ d

［　　］／［　　］＝［　　］%

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『－』を入れてC評価とする。

- □ 設計図書に適合しない箇所があり、文書による改善請求を行った。
- □ 施工計画書が工事着手前に提出されていない。
- □ 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。
- □ 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督員から文書による改善指示を行った。

1項目でも該当あれば ･･ d
2項目該当 ･･････････ e

評定別紙1－1

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。　　監督員

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	工程管理が優れている	工程管理が良好である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である

細別：□

[評価対象項目]

- □ 実施工程表が提出され、工程の管理を行っており、関連工事との調整も適切に行っている。
- □ 工期及び、内容変更が伴う場合、変更協議が書面にて行われ、契約後14日以内に変更工程表が提出されている。
- □ 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。
- □ 工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び入居者等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。
- □ 現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。
- □ 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。
- □ 受注者の責による夜間や休日の作業がない。
- □ 休日･代休の確保を行っている。
- □ 近隣住民（入居者等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。
- □ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。
- □ その他　　理由（　　　　　　　　　　　　　）

□ ／ □ ＝ □%

該当項目が90%以上 ･････････････ a
該当項目が80%以上90%未満 ･････ b
該当項目が60%以上80%未満 ･････ c
該当項目が60%未満 ･････････････ d

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『―』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『―』を入れてC評価とする。

- □ 受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。（但し、改善指示による場合を除く）

  上記該当あれば ･････ e

- □ 自主的な工程管理がなされず、監督員から文書による改善指示を行った。

  上記該当あれば ･････ d

評定別紙1－1

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。　　　監督員

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	III. 安全対策	安全対策が優れている	安全対策良好である	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備である	安全対策が不備である

[評価対象項目]

- □ 災害防止協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。
- □ 店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。
- □ 安全教育･安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。
- □ 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。
- □ 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。
- □ 過積載防止に十分に取り組んでいる。
- □ 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。
- □ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
- □ 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
- □ 足場や支保工の設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
- □ 工事現場における保安設備等の設置･管理が適切であり、よく整備されている。
- □ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。
- □ その他　　　理由（　　　　　　　　　　　　）

□ ／ □ ＝ □％

該当項目が90％以上 ･････････････ a

該当項目が80％以上90％未満 ･････ b

該当項目が60％以上80％未満 ･････ c

該当項目が60％未満 ･････････････ d

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数
④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『－』を入れてC評価とする。

□ 安全対策の不備により重大な災害等を受けた。

上記該当あれば ･････ e

□ 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。

上記該当あれば ･････ d

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。　　　　監督員

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	IV. 対外関係	対外関係が優れている	対外関係が良好である	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備である	対外関係が不備である

[評価対象項目]

- □ 工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整をしている。
- □ 工事施工にあたり、近隣住民（入居者等）との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、その内容の報告がある。
- □ 隣接工事又は、施工上密接に関連する工事と相互に協力を行っていることが確認できる。
- □ 工事の目的及び内容を、看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。
- □ 近隣住民（入居者等を含む）対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。
- □ 現場のイメージアップに取り組んでいる。
- □ 引渡し時に入居者等に対し、保守管理について適切な説明を行っている。
- □ その他　　　理由（　　　　　　　　　　）

該当項目が90%以上　･････････････　a　　［　　］／［　　］＝［　　］%

該当項目が80%以上90%未満　･････　b

該当項目が60%以上80%未満　･････　c

該当項目が60%未満　･････････････　d

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。

③ 評価値（　　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数

④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『ー』を入れてC評価とする。

- □ 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。

上記該当あれば　･････　e

- □ 請負者の対応による苦情が多い、また対応が悪くトラブルがあった。
- □ 関係法令に違反する恐れがあったため、監督員から文書による指示を行った。

上記該当あれば　･････　d（2項目該当でもdとする。）

評定別紙1－1

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

（監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形 □	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50％以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80％以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		※ ばらつきの判断は評定別紙5 参照。 ① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 ⑤ 主たる工種の管理測点が10点以下の工事でばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもってばらつき評価に代えてもよい。				

評定別紙1－1

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

（監督員）

考査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
			適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形 □	機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価する場合はチェックを入れる	［評価対象項目］ □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。 □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 □ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。 □ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 □ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 □ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 □ 社内の管理基準に基づき管理している。 □ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 □ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 □ その他（理由：　　　） □ / □ = □ % ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・・c			□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）/ 評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

評定別紙１－１

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

（監督員）

考 査 項 目	細 別	工 種	a	b	c	d	e
			適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形 □	電気設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価する場合はチェックを入れる	［評価対象項目］ □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。 □ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 □ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 □ 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。 □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 □ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 □ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 □ 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。 □ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 社内の管理基準に基づき管理している。 □ その他（理由：＿＿＿＿＿＿＿＿） ［　　］ ／ ［　　］ ＝ ［　　］％ ●判断基準 評価値が90％以上・・・・・・・・・・・・a 評価値が80％以上90％未満 ・・・・b 評価値が80％未満・・・・・・・・・・・・c			□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　％）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

監督員

考 査 項 目	細　　別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 □	□品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。	□品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。	□品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。

※　ばらつきの判断は評定別紙５参照。

① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。
④ 品質管理項目を設定していない工事及び主たる工種の品質管理に係る試験結果の打点数等が10点以下の工事はばらつき評価が適当ではない場合として、以下の項目を用いて評定を行うものとする。

II. 品質 □

※　ばらつき評価が適当ではない場合

a	b	c
適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない

□ 工事内容、規模に適した品質管理項目及び頻度が施工計画に的確に示されている。
□ 品質管理基準のない項目について、事前に監督員と協議し、管理基準を設定している。
□ 品質試験は、項目・頻度ともに必要数実施されており、結果が整理されている。
□ 材料の品質規格証明書（ミルシート、検査証明書など）が整理さている。
□ 工事写真により、品質確認状況、試験・検査状況等が確認できる。
□ 施工条件、気象条件を考慮して施工している。
□ 品質管理及び記録の整理に工夫がみられる。
□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

● 判断基準　□
該当7項目以上・・・・・・・・・・・・・a
該当4項目以上7項目未満・・・・b
該当4項目未満・・・・・・・・・・・・・c

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

監督員

考査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
			適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 □	機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価する場合はチェックを入れる	［評価対象項目］ □ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。 □ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 □ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 □ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 □ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 □ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 □ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。 □ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 □ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 □ 設備の取扱説明書を工夫している。 □ 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 □ 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。 □ 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 □ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 □ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 □ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 □ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 □ その他（理由： ） ［ ］ / ［ ］ ＝ ［ ］% ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・c			□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は『—』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

監督員

考査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
			適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 □	電気設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価する場合はチェックを入れる	［評価対象項目］ □ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 □ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 □ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。 □ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。 □ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 □ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 □ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 □ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 □ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 □ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造･更新含む）の場合は、修正又は更新）している。 □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 □ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　） □ / □ = □ % ●判断基準 評価値が90%以上････････････a 評価値が80%以上90%未満･････b 評価値が80%未満････････････c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は『－』を入れる。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）/ 評価対象項目数（　　）			□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。　　　　監督員

考査項目	細目	1.創意工夫キーワード（創意工夫が多く見られるリスト）	その他（項目記載）
5.創意工夫【軽微なもの】	キーワード評価	■準備・後片付け関係	
		□ 1.測量・位置出しにおける工夫	（　　）
		□ 2.その他：（　　）	（　　）
		■施工関係	
		□ 3.施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整の工夫	（　　）
		□ 4.コンクリート二次製品の利用等の代替材の適用と工夫	（　　）
		□ 5.土工、地盤改良、橋梁架設、塗装、コンクリート打設等の施工関係の工夫	（　　）
		□ 6.部材・機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法等の工夫	（　　）
		□ 7.設備工事で、加工、組立等の工夫又は、電気工事の配線、配管等での工夫	（　　）
		□ 8.給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫	（　　）
		□ 9.照明・視界確保等の工夫	（　　）
		□10.仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫	（　　）
		□11.運搬車両、施工機械等の工夫	（　　）
		□12.支保工、型枠工、足場工及び仮桟橋、覆工版、山留め等の仮設工関係の工夫	（　　）
		□13.施工管理及び品質向上等の工夫	（　　）
		□14.その他：（　　）	（　　）
		■品質関係	
		□15.土工関係、設備関係、電気関係の工夫	
		□16.コンクリートの打設関係の工夫（材料、打設、養生、出来形、品質等）	
		□17.鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料の工夫	
		□18.配筋・溶接作業等に関係する工夫	
		□19.その他：（　　）	
		■安全衛生関係	
		□20.安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）	（　　）
		□21.安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用等に関する工夫	（　　）
		□22.現場事務所、労務者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫	（　　）
		□23.有毒ガス・可燃ガスの処理、及び粉塵防止策や作業中の換気等等の工夫	（　　）
		□24.供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策及び一般交通確保等のための工夫	（　　）
		□25.作業環境が厳しい現場での環境改善等の工夫	（　　）
		□26.ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫	（　　）
		□27.地下埋設物及び架空線に関する事故防止対策に取り組んでいる。	（　　）
		□28.その他：（　　）	（　　）
		■施工管理関係	
		□29.盛土の締固、場所打ち杭や既製杭の施工高さ等の施工に関係する工夫	
		□30.施工計画書及び写真管理等の工夫	
		□31.出来形、品質との計測関係等の工夫、及び集計、管理図等の工夫	
		□32.その他：（　　）	
		■その他	
		□33.その他：（市内業者比率80%以上）＋3点　　）	（　　）
		□34.その他：（　　）	（　　）
		□35.その他：（　　）	（　　）
	記述評価【レマークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	評点　　　点 ※・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ・加点は＋7点～0点の範囲とする。 ・該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。 1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。	【創意工夫の詳細評価】

※1.創意工夫においては、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点評価する。
※2.「2.施工状況」「3.出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本考査項目でも再評価する。
※3.創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。
※4.キーワードの評価（選定）及び詳細評価は、検査員及び監督員上司との合議をもって記述する。
※5.市内業者比率（%）＝松山市内業者請負金額計（元請業者含む、松山支店・営業所等は除く）／総請負金額×100
※6.総合評価における技術提案に関する創意工夫については評価しない。

評定別紙2－1

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。　　監督員上司

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	工程管理が優れている	工程管理が良好である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
		□ 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 □ 隣接する又は同一現場の他工事との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 □ 近隣住民（入居者等を含む）との調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 □ 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理を行った。 □ 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理を行った。 □ その他　　理由（　　　　） 該当項目数5以上 ‥‥‥‥‥ a　　工程管理がやや不備 ‥‥‥ d 該当項目数3以上5未満 ‥‥‥ b　　工程管理が不備 ‥‥‥‥‥ e 該当項目数1以上3未満 ‥‥‥ c　　※上記d、e以外の場合は、該当項目数で評価する				□ 工事管理が不備である。
	細別	a	b	c	d	e
	III. 安全対策	安全対策が優れている	安全対策が良好である	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備である	安全対策が不備である
		□ 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 □ 安全衛生管理体制を確立し組織的に取り組んでいる。 □ 安全衛生管理活動が適切に実施されている。 □ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 □ 安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。 □ 安全職場実現への取り組みが顕著である。 □ その他　　理由（　　　　） 該当項目数5以上 ‥‥‥‥‥ a　　安全対策がやや不備 ‥‥‥ d 該当項目数3以上5未満 ‥‥‥ b　　安全対策が不備 ‥‥‥‥‥ e 該当項目数1以上3未満 ‥‥‥ c　　※上記d、e以外の場合は、該当項目数で評価する				□ 安全対策が不備である。

評定別紙2－1

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。　　　　監督員上司

考査項目	細目	a	a'	b	b'	c
		地域への貢献が優れている	地域への貢献がやや優れている	地域への貢献が良好である	地域への貢献がやや良好である	他の事項に該当しない場合
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等	□ 災害時等に地域への救援活動等に協力した。 □ 周辺地域等の環境保全、生物保護等について具体的な対策をした。 □ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 □ 広報活動や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 □ 地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 □ 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。 □ その他　理由(　　　　) 該当項目数6以上 ･･････････ a 該当項目数5以上6未満 ････a' 該当項目数3以上5未満 ･････ b 該当項目数1以上3未満 ･････ b' 該当項目なし ･･････････････ c				

※地域への貢献とは、工事施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。　　　監督員上司

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表
7. 法令遵守等	

措　置　内　容	点　数
□ 1. 項目該当なし	－0点
□ 2. 指名停止3ヶ月以上	－20点
□ 3. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－15点
□ 4. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－13点
□ 5. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	－10点
□ 6. 文書注意	－ 8点
□ 7. 口頭注意	－ 5点
8. 現場内で、労働災害が発生した場合	
□ 労働災害の事案が複数回発生しており、労働基準監督署から複数回「是正勧告書」や「指導票」が交付された場合	－ 8点
□ 労働基基準監督署から、「是正勧告書」が交付された場合	－ 5点
□ 労働災害が軽微であるため口頭注意以上の処分が無かった場合、休業4日以上の労働災害が発生した場合、休業4日未満であっても、労働基準監督署から、「指導票」が交付された場合、又は、物損公衆災害（工事作業が起因して第三者の資産に損害を与えた事故）例）架線の断線、上下水道等の公共施設の破損等）	－ 3点
□ 9. その他の適応事例	-□点

※当該工事現場に対する法令遵守のみの評価とする。（他工事現場での違反は評価しない。）

※完成検査当日までの処分内容で評価する。（完成検査日以降に処分が出たものは評価しない。）　　　　点

① 本評価項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。

② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事するものに限定する。

【上記で評価する場合の適応事例】　※適応事例にレ点をする。

- □ 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
- □ 2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
- □ 3. 労働者の宿舎環境等について労働安全基準法上違反があり、送検等された。
- □ 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- □ 5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
- □ 6. 建設業法に違反する事実が判明した　EX）一括下請け、技術者の専任違反等
- □ 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
- □ 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- □ 9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
- □ 10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
- □ 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- □ 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
- □ 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- □ 14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- □ 15. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
- □ 16. 引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。
- □ 17. 低入札調査で虚偽の報告があった。
- □ 18. その他（理由：　　　　）

評定別紙2－1

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

監督員上司

考 査 項 目	細　　別	工事特性キーワード一覧表	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例
４．工事特性	Ⅰ．施工条件への対応 キーワード評価 ●土木、建築工事共通	●施工規模の大きさへの対応 □ １．対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模 □ ２．その他（**該当があればチェックして理由を記入。**） 理由：	【施工規模が大規模】下記の該当する項目が、高度技術で評価できる場合**（該当項目をチェック）** □ 切土・盛土工　２０万m3以上 □ ダム用水門 設計水深25m以上 □ 堰、水門　最大径間長25m以上又は径間数3径間以上又は50m2/門 □ トンネル(NATM)　内空断面積　100m2以上 □ 大空間のホール等を有する建物、研究所等特殊設備・機能の有る建物 □ 浚渫工　100万m3以上 □ ダム高　150m以上 □ 橋梁上部工　最大支間長　100m以上 □ 護岸・築堤高　10m以上 □ 樋門・樋管　内空間断面積15m2以上 □ トンネル(沈埋工法)　内空間平均面積300m2以上 □ 流路工の計画高水流量500m3以上 □ 転流トンネル　流下能力400m3/s以上 □ 延べ面積10,000m2以上の建物 □ トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)　直径8m以上 □ 揚排水機場　吐出管径2,000mm以上 □ トンネル(開削工法)　開削深さ20m以上 □ 地滑り防止工　幅100m以上　又は法長150m以上 □ 砂防ダム　堤高15m以上 □ 橋梁下部工　高さ　30m以上 □ 地上9階以上の建物、又は建築高さ31m以上の建物
		●構造物固有の難しさへの対応 □ ３．対象構造物の形状の複雑さ（土被り厚やトンネル線形等を含む） □ ４．既設構造物の補強、撤去等特殊な工事 □ ５．その他 理由： ●技術固有の難しさへの対応 □ ６．工種及び工法の特殊性 □ ７．新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 □ ８．ＮＥＴＩＳの評価試行方式を適用 □ ９．その他 理由：	【事例：構造物固有な施工難度と対応工法等】**（該当項目をチェック）** □ 地山強度が低い。また土被りが薄いため、ＦＥＭ解析等の施工のための検討が必要な工事。 □ 砂防工事等で現地調査に基づき、現地合わせの再設計と施工が必要な工事。 □ 鉄道営業線に隣接した橋脚の耐震補強工事や河道内の流水部における橋脚撤去工事。 □ 供用中の施設の改修工事等。 □ 建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてⅠ類及びＡ類に属する工事 □ 電気設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 □ 機械設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 □ 建築工事で耐震及び免震構造の工事 □ 建築及び設備工事で敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行った工事 □ 建築及び設備工事で仮設備等を設け、配管・配線等の盛替え等を必要とする改修工事 □ 建築及び設備工事で休日・夜間作業が工程の６０％以上を占める改修工事 □ 施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術、新工法を採用した工事。 □ パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事。 □ その他、ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰｼｭﾐﾚｰｼｮﾝ等が必要な設計や特殊な工法及び材料等を用いた工事。等 □ ＶＥ提案された工法等が高度技術として評価できる場合。 □ ＮＥＴＩＳの評価試行方式を適用した工事。 □ その他、構造物固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。（左欄のその他に理由を記入。） □ その他、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。（左欄のその他に理由を記入。）
		●厳しい自然・地盤条件への対応 □ １０．湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） □ １１．軟弱地盤，支持地盤の状況 □ １２．河川内・海域・急峻な地盤条件下等及び工事用道路・作業スペース等の制約 □ １３．雨・雪・風・気温・波浪等の影響 □ １４．地すべり等の地質条件、急流河川での水流、海域での潮流等の影響、動植物等に対する配慮等 □ １５．その他 理由：	【事例：自然及び地盤条件への対応工事等】**（該当項目をチェック）** □ 河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。 □ 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の１本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した工事。 □ 軟弱地盤上の緩速盛土のため、施工不可能日（待ち時間）が多く、施工機械の稼働率と施工台数等を的確に把握した工事。 □ 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。または命綱を使用する必要があった工事。（法面工は除く） □ 斜面上若しくは急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策施工後に、施工した工事。 □ 海岸及び河川内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 □ 波浪や水位変動が大きいため、作業構台等を設置した工事。また、作業構台等の設置や作業工程から潜水夫を多用した工事。 □ 国立公園内での工事。またはイヌワシ等の貴重種の保護のため、施工時期が限定されたり、施工方法等が制限された工事。 □ 冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 □ 建築工事で地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。 □ 建築工事で冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 □ 建築工事で施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。 □ その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。（左欄のその他に理由を記入。）
		●厳しい周辺環境等、社会条件への対応 □ １６．地中埋設物等の地中内の作業障害物 □ １７．工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物 □ １８．周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 □ １９．周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 □ ２０．生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペース制約 □ ２１．現道上で、特に交通規制及びその処理が伴う作業 □ ２２．騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 □ ２３．その他 理由： ●施工現場での対応 □ ２４．災害等での臨機の処置（**該当があればチェック。**） □ ２５．施工状況（条件）の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等 □ ２６．その他 理由：	【事例：周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等】**（該当項目をチェック）** □ 横断函渠工事や電線地中化工事等の現道開削工事で、ガス管・水道管・電話線等の移設が施工工程に大きく影響した工事。 □ 鉄道営業線及び供用中道路を跨ぐ跨線橋又は跨道橋工事。 □ 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 □ 市街地での夜間工事。 □ 供用中の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 □ 供用中の道路での舗装及び修繕工事等。 □ 供用している自専道等の路上工事で交通規制が必要な工事。 □ 支障物件の移設が工程上クリティカルパスになり、工程の遅れを生じ、回復に機械、人員等の増強を行った工事。 □ 工事期間中の大半にわたって、規制標識類の設置・撤去を日々行い、交通開放を行った工事。 □ 地元調整や環境対策の制約が特に多い工事。 □ 工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事。 □ 工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事。 □ 環境対策が工程に大きな影響を与えた工事。 □ 施工ﾔｰﾄﾞが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。 □ 大気圧を越える気圧下の作業室での工事。 □ 酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。 □ 工程上、他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事。 □ 建築工事で大規模なテレビ電波障害対策を行った工事 □ その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。（左欄のその他に理由を記入。） □ 建築工事で特に困難な調整を要する他工事（近接工事）の請負者が複数ある工事（左欄のその他に理由を記入。） □ 建築工事で外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事（左欄のその他に理由を記入。） □ その他、施工現場での対応で、特に評価すべき技術があると評価された工事。（左欄のその他に理由を記入。）
		●その他 □ ２７．その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要がある事項 理由： □ ２８．その他（加点が１点の場合） 理由：	【その他】**（該当項目をチェック）** □ その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術。（左欄のその他に理由を記入。） □ その他（加点が１点の場合）
	記述評価 【■マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	評点：　**点** ・ 工事特性により、加点評価する ・ 加点は＋２０点～０点の範囲とする。 ・ 該当ｷｰﾜｰﾄﾞ数の数と重みを勘案して評点する。 ・ １項目２点を目安とするが、内容によってはそれ以上または以下の点数を与えてもよい。	【施工条件のキーワードの詳細】

※１．工事特性とは、工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力を要する必要があった技術を評価するものである。なお、評価は「５．創意工夫」との二重評価はしない。
※２．詳細評価の記述にあたっては、担当課内での責任者による合議とし、各考査項目はキーワードで大分類し、評価する詳細を記述する。
※３．工事特性は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では「５.創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。　　検査員

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	施工管理が優れている	施工管理が良好である	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である
	□	[評価対象項目] □ 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 □ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認でき □ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 □ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 □ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 □ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 □ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 □ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 □ 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 □ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ 作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。 □ 建設業退職金共済の証紙が適切に購入･配布され標識が工事現場の見やすい場所に掲示されている。 □ 施工計画書と現場の施工体制が一致している。 □ 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫が見られる。 □ 見本または工事記録写真等の整理に工夫が見られる。 □ 工事記録の整備が適時、的確になされている。 □ その他　理由（　　　　） 該当項目が90%以上　･････････････　a 該当項目が80%以上90%未満　･････　b 該当項目が60%以上80%未満　･････　c 該当項目が60%未満　･････････････　d ［　　］／［　］＝［　］% ① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）で評価する。 ③ 評価値（　%）＝（　）評価数／（　）対象評価項目数 ④ なお、削除後の対象評価項目数が2項目以下の場合は細別欄の□に『－』を入れてC評価とする。			□ 設計図書と整合しない箇所があり、文書による改善請求を行った。 □ 契約図書に基づく施工上の義務につき、検査員から文書による指示を行った。 1項目でも該当あれば　･･　d 2項目該当　･･････････　e	

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形 □	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

□ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。

□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。

□ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。

□ 写真管理基準の管理項目を満足している。

□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。
⑤ 主たる工種の管理測点が10点以下の工事でばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもってばらつき評価に代えてもよい。

※　ばらつきの判断は評定別紙5参照。

評定別紙３－１

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	細別	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
			優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形 □	機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	［評価対象項目］ □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 □ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 □ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 □ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 □ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 □ その他　（理由：　　　　　　　　　　） ●判断基準　　□ / □ ＝ □ ％ 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・　a 評価値が80%以上90%未満・・・・・　a' 評価値が70%以上80%未満・・・・・　b 評価値が60%以上70%未満・・・・・　b' 評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・　c ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は『―』を入れる。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

評定別紙３－１

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a'</th><th>b</th><th>b'</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び出来ばえ</td><td rowspan="2">Ⅰ.出来形
□</td><td rowspan="2">電気設備工事

※上記欄によらず、当該欄で評価</td><td>優れている</td><td>bより優れている</td><td>やや優れている</td><td>cより優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">［評価対象項目］
□ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
□ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。
□ 写真管理基準の管理項目を満足している。
□ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
□ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
□ 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。
□ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。
□ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。
□ 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
□ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
□ その他　（理由：　　　　　　　　　　　　）
●判断基準　　　　□ ／ □ ＝ □ ％
評価値が90％以上・・・・・・・・・・・・ a
評価値が80％以上90％未満・・・・・ a'
評価値が70％以上80％未満・・・・・ b
評価値が60％以上70％未満・・・・・ b'
評価値が60％未満・・・・・・・・・・・・ c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は『ー』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　％）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</td><td>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</td><td>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</td></tr>
</table>

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	コンクリート構造物工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 □ ばらつきが概ね50％以下	□ ばらつきが概ね80％以下	□ ばらつきが概ね80％を超える		□ ばらつきで判断不可能	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

□ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度･w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。

□ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、強度、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。

□ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。

□ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）

□ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。

□ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。

□ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。

□ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。

□ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。

□ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ 有害なクラックが無い。

□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　）

□ ／ □ ＝ □ ％

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50％以下	80％以下	80％を超える	
評価値	90％以上	a	a’	b	b
	75％以上90％未満	a’	b	b’	b’
	60％以上75％未満	b	b’	c	c
	60％未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　％）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	土工事 （切土、盛土、築堤工事等）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 □ ばらつきが概ね50%以下　□ ばらつきが概ね80%以下　□ ばらつきが概ね80%を超える　□ ばらつきで判断不可能					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

- □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
- □ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
- □ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
- □ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
- □ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
- □ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
- □ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。
- □ CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
- □ 法面に有害な亀裂が無い。
- □ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□ / □ = □ %

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『―』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）/ 評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	護岸･根固･水制工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※　ばらつきの判断は評定別紙5参照。 □ ばらつきが概ね５０％以下	□ ばらつきが概ね８０％以下	□ ばらつきが概ね８０％を超える		□ ばらつきで判断不可能	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

- □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
- □ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
- □ 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。
- □ 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
- □ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。
- □ 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
- □ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
- □ 施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。
- □ 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 有害なクラックが無い。
- □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　）

□ ／ □ ＝ □ ％

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		５０％以下	８０％以下	８０％を超える	
評価値	９０％以上	a	a’	b	b
	７５％以上９０％未満	a’	b	b’	b’
	６０％以上７５％未満	b	b’	c	c
	６０％未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　％）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	鋼橋工事 （RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 □ ばらつきが概ね50%以下　□ ばらつきが概ね80%以下　□ ばらつきが概ね80%を超える　□ ばらつきで判断不可能					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

（工場製作関係）

- □ 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。
- □ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- □ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
- □ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。
- □ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
- □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
- □ 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
- □ 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。
- □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。

（架設関係）

- □ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
- □ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
- □ 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。
- □ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。
- □ 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。
- □ 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
- □ 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。
- □ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
- □ 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。

（その他）　　□ / □ = □ %

- □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は「－」を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）/ 評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に「レ」を入れてc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	砂防構造物工事及び地すべり防止工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※　ばらつきの判断は評定別紙5参照。 □ ばらつきが概ね５０％以下　□ ばらつきが概ね８０％以下　□ ばらつきが概ね８０％を超える　□ ばらつきで判断不可能 ［評価対象項目］ （共　通） □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、強度、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。 □ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 □ 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。 □ 有害なクラックが無い。 ） （砂防構造物工事に適用） □ コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 □ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 □ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 （地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）に適用） □ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 □ ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。 □ 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

（排水ボーリング工関係）

- ☐ 横穴排水ボーリング工が設計図書どおり施工してあることが確認できる。
- ☐ 横穴排水ボーリング工の施工にあたり、方向及び角度に配慮して施工していることが確認できる。
- ☐ 施工管理記録に工夫があり、よく整理されていることが確認できる。
- ☐ 不可視部分の写真記録が適正で良好に施工されていることが確認できる。

（その他）

- ☐ その他（理由：

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		５０％以下	８０％以下	８０％を超える	
評価値	９０％以上	a	a’	b	b
	７５％以上９０％未満	a’	b	b’	b’
	６０％以上７５％未満	b	b’	c	c
	６０％未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

☐ / ☐ = ☐ ％

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『―』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　％）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	舗装工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※　ばらつきの判断は評定別紙5参照。 □ ばらつきが概ね50%以下	□ ばらつきが概ね80%以下	□ ばらつきが概ね80%を超える	□ ばらつきで判断不可能		□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

（路床・路盤工関係）

- □ 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。
- □ 路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。
- □ 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。
- □ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
- □ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
- □ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。

（アスファルト舗装工関係）

- □ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果により確認できる。
- □ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
- □ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
- □ 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。
- □ 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。
- □ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

（コンクリート舗装工関係）

- □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度･w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- □ 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。
- □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、強度、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □ 曲げ強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。
- □ チェアー及びタイバーをさび、損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。

（その他）　□ ／ □ ＝ □ ％

- □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／ 評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	法面工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　　※　ばらつきの判断は評定別紙5参照。 □ ばらつきが概ね50％以下　□ ばらつきが概ね80％以下　□ ばらつきが概ね80％を超える　□ ばらつきで判断不可能 ［評価対象項目］ （共通） □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係） □ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 □ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ） （種子吹付工、客土吹付工、厚層基材吹付工関係） □ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 □ ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。 □ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。 □ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 □ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 ） （コンクリート又はモルタル吹付工関係） □ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。 □ 金網が破損を生じていないことが確認できる。 □ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 □ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 □ 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 □ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 ）					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

（現場打法枠工関係）

- □ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。
- □ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。
- □ 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ 枠内に空隙が無いことが確認できる。
- □ 層間にはく離が無いことが確認できる。
- □ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。

（その他）

- □ その他（理由：

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		５０％以下	８０％以下	８０％を超える	
評価値	９０％以上	a	a’	b	b
	７５％以上９０％未満	a’	b	b’	b’
	６０％以上７５％未満	b	b’	c	c
	６０％未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

□ / □ = □ ％

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　％）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	基礎工工事 （地盤改良等を含む）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 □ ばらつきが概ね50％以下	□ ばらつきが概ね80％以下	□ ばらつきが概ね80％を超える		□ ばらつきで判断不可能	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

（杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等））

□ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。

□ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。

□ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。

□ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。

□ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。

□ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。

□ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。

□ 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。

□ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。

□ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。

（地盤改良関係）

□ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。

□ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。

□ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。

（その他）

□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　）

［　　］ / ［　　］ = ［　　］ ％

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50％以下	80％以下	80％を超える	
評価値	90％以上	a	a’	b	b
	75％以上90％未満	a’	b	b’	b’
	60％以上75％未満	b	b’	c	c
	60％未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　％）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	コンクリート橋上部工事（PC及びRCを対象）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 □ ばらつきが概ね50%以下　□ ばらつきが概ね80%以下　□ ばらつきが概ね80%を超える　□ ばらつきで判断不可能					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

- □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度･w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、強度、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- □ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
- □ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
- □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。
- □ PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。
- □ 有害なクラックが無い。
- □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□ / □ = □ %

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	塗装工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 □ ばらつきが概ね50%以下　□ ばらつきが概ね80%以下　□ ばらつきが概ね80%を超える　□ ばらつきで判断不可能 ［評価対象項目］ □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 □ ケレンを入念に実施していることが確認できる。 □ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 □ 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 □ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 □ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 □ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 □ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　） □ / □ = □ %					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は「—」を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）/ 評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に「レ」を入れてc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	トンネル工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 □ ばらつきが概ね50%以下　□ ばらつきが概ね80%以下　□ ばらつきが概ね80%を超える　□ ばらつきで判断不可能					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

- □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度･w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、強度、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。
- □ 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。
- □ 金網の継ぎ目を15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。
- □ 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に､吹付コンクリートの一層の厚さが15cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。
- □ 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。
- □ ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。
- □ 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。
- □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□ ／ □ ＝ □ %

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／ 評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	植栽工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※　ばらつきの判断は評定別紙5参照。 □ ばらつきが概ね50%以下	□ ばらつきが概ね80%以下	□ ばらつきが概ね80%を超える		□ ばらつきで判断不可能	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

- □ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。
- □ 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。
- □ 樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。
- □ 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。
- □ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。
- □ 樹木に応じて、余裕のある植穴を堀り植穴底部を耕していることが確認できる。
- □ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。
- □ 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。
- □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　）

□ / □ ＝ □ %

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	防護柵（網）・標識･区画線等設置工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※　ばらつきの判断は評定別紙5参照。 ☐ ばらつきが概ね50％以下　☐ ばらつきが概ね80％以下　☐ ばらつきが概ね80％を超える　☐ ばらつきで判断不可能					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

- ☐ 防護柵設置要綱､視線誘導標設置基準､道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
- ☐ 防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
- ☐ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
- ☐ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。
- ☐ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
- ☐ 防護柵等の支柱等の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐ ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。
- ☐ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
- ☐ ペイント式（常温式）区画線に使用するシンナーの使用量が、10％以下であることが確認できる。
- ☐ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐ 区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
- ☐ 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
- ☐ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
- ☐ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

☐ ／ ☐ ＝ ☐ ％

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50％以下	80％以下	80％を超える	
評価値	90％以上	a	a’	b	b
	75％以上90％未満	a’	b	b’	b’
	60％以上75％未満	b	b’	c	c
	60％未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　％）＝該当項目数（　　）／ 評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	維持工事 （清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等）	（a～c欄：下記参照）					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

維持工事（清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等）　a～c欄

［評価対象項目］

- □ 使用する材料の品質･形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜･的確に行っていることが確認できる。
- □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
- □ 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
- □ 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。
- □ 理由：
- □ 理由：
- □ 理由：
- □ 理由：

●判断基準

※　該当項目が6項目以上･････　a
※　該当項目が5項目 ････････　a’
※　該当項目が4項目 ････････　b
※　該当項目が3項目 ････････　b’
※　該当項目が2項目以下･････　c

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

注　記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。ただし、評価対象項目は最大8項目とする

工種	a	a'	b	b'	c	d	
修繕工事 （橋脚補強、耐震補強、落橋防止等）	（a～c欄：下記参照）					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

修繕工事（橋脚補強、耐震補強、落橋防止等）　a～c欄

［評価対象項目］

- □ 使用する材料の品質･形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜･的確に行っていることが確認できる。
- □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
- □ 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
- □ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。
- □ 理由：　（例）材料の加工･組立が設計図書のとおり実施され、内容が確認でき欠陥がなく満足している。
- □ 理由：　（例）既設構造物の削孔およびチッピングについて、事前の調査及び施工が適切で設計図書に適合しており確認できる。
- □ 理由：　（例）コンクリート、モルタル、樹脂、塗料等の施工が、設計図書に適合し施工状況が確認できる。
- □ 理由：　（例）アンカーボルトの挿入及びボルトの締め付けが確実に施工され、引抜等の試験記録が保存され、長さが確認できる。

●判断基準

※　該当項目が6項目以上･････　a
※　該当項目が5項目 ････････　a’
※　該当項目が4項目 ････････　b
※　該当項目が3項目 ････････　b’
※　該当項目が2項目以下･････　c

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

注　記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。ただし、評価対象項目は最大8項目とする

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	電線共同溝工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

- ☐ 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。
- ☐ 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。
- ☐ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。
- ☐ 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。
- ☐ 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。
- ☐ 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐ 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。
- ☐ 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐ 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。
- ☐ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

☐ / ☐ = ☐ %

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）/ 評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	機械設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

- □ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。
- □ 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。
- □ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。
- □ 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。
- □ 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
- □ 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
- □ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。
- □ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能･性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。
- □ 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
- □ 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。
- □ 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。
- □ 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。
- □ 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。
- □ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。
- □ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。
- □ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。
- □ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。
- □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
- □ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
- □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　）

●判断基準　　　　□ / □ ＝ □ %

評価値が90%以上････････････ a
評価値が80%以上90%未満････ a'
評価値が70%以上80%未満････ b
評価値が60%以上70%未満････ b'
評価値が60%未満････････････ c

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	電気設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		［評価対象項目］ □ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。 □ 材料･部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 □ 操作ｽｲｯﾁや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 □ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 □ 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 □ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 □ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造･更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。 □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 □ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　） ●判断基準　　□ / □ = □ ％ 評価値が90%以上･･･････････････ a 評価値が80%以上90%未満･････ a' 評価値が70%以上80%未満･････ b 評価値が60%以上70%未満･････ b' 評価値が60%未満･･･････････････ c						

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	港湾築造工事（浚渫工事・海岸築造工事を含む）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※　ばらつきの判断は評定別紙5参照。 □ ばらつきが概ね50%以下　□ ばらつきが概ね80%以下　□ ばらつきが概ね80%を超える　□ ばらつきで判断不可能					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		［評価対象項目］ （共通） □ 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 □ 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 □ 航行船舶に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 □ 材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。 □ 気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。 □ 仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 □ 一般船に十分注意して施工していることが確認できる。 □ 作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。 （浚渫・床堀関係） □ 土砂処分における運搬途中で漏出がないよう施工していることが確認できる。 □ 浚渫工又は床堀工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 □ 潮位及び潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されている。 □ 土質改良を適切に行っていることが記録で確認できる。 □ 土捨場土量に制約がある場合、適切な土量で、許容範囲に精度良く平坦に仕上がっている。 □ 土捨場に制約がなく、深掘しても周辺構造物に影響がない場合、今後の埋没も考慮し、深く平坦に仕上がっている。 □ 土質に対して、適正な船舶、機械を使用し、周辺環境への影響を最小限に抑えている。（大型船による施工で、作業日数短縮等も含む） □ 浚渫・床堀時に濁り防止に十分注意して、漏出がないように施工していることが確認できる。 □ 浚渫工又は床掘工において、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的作業が可能な作業船を選定していることが確認できる。 □ 土砂運搬において、施工の効率、周辺海域の利用状況を考慮して、土砂の運搬経路を決定していることが確認できる。 □ 床掘工において、底面、法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の材料で埋め戻しを行っていることが確認できる。 □ 置換材の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。 □ 砲弾等の爆発物が発見された場合、関係機関への報告が速やかになされていることが確認できる。						

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

		（地盤改良関係） ☐ 改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 ☐ 浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。 ☐ サンドドレーン・砕石ドレーン、サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。 ☐ ﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに、打設を完了したﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝの頭部が保護され排水効果が維持されていることが確認できる。 ☐ 深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる。 ☐ 前記以外の改良工法について、記録から仕様書に定められている事項が確認できる。 ☐ 盛り上がり土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 ☐ 捨石、被覆石等の石材は、扁平細長でなく、風化凍壊の恐れのないものが使用されていることが確認できる。 ☐ 施工面から浮泥等の品質の害となるものを除去してから施工されていることが確認できる。 ☐ マットの施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。 ☐ 捨石、被覆及び根固め石の施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。 （マット、捨石及び均し関係） ☐ 捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等（現物照合を含む）で確認できる。 ☐ マットが破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。 ☐ 捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。 ☐ 裏込めが既設構造物及び防砂目地板の破損がなく施工され、記録により確認できる。 （本体：杭及び矢板、控工関係） ☐ 鋼材の規格・数量がミルシート等（現物照合を含む）で確認できる。 ☐ 鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう、適切に処置されていることが確認できる。 ☐ 杭及び矢板に損傷及び補修痕がなく施工されていることが確認できる。 ☐ 杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。 ☐ 腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させていることが確認できる。 ☐ タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。 ☐ タイワイヤーは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。 ☐ 溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。		

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

（本体：ケーソン据付、ブロック据付関係）

- ☐ ケーソン仮置に先立ち仮置場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われていることが確認できる。
- ☐ ケーソン据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。
- ☐ ケーソン据付等及び中詰においてケーソン及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。
- ☐ コンクリートブロック据付等に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。
- ☐ ブロック据付等においてブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。
- ☐ ケーソンえい航に先立ち、気象・海象等を十分調査し、適切な時期を選定されていることが確認できる。
- ☐ ケーソンえい航に先立ち、上蓋、安全ネット又は吊り足場等を設置し、墜落防止の措置を講じていることが確認できる。
- ☐ ケーソン注水時の隔室の水頭差が1m以内になるように管理されていることが確認できる。
- ☐ ケーソン仮置き、据付の時期について、仕様書を満足するよう実施されていることが確認できる。
- ☐ 中詰において海上漏出がないように施工されていることが確認できる。

（コンクリート関係）

- ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、強度、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- ☐ 鉄筋の規格が品質を証明する書類で確認できる。
- ☐ 鉄筋の引っ張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。
- ☐ コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物質が鉄筋に付着しないよう保管管理がされていることが確認できる。
- ☐ 鉄筋の組立・加工が設計図書を満足したものであることが確認できる。
- ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- ☐ スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。
- ☐ コンクリートの養生が、仕様書に定められた通り行われていることが確認できる。
- ☐ 有害なクラックがない。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

（その他）

- ☐ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

0 / 68 = 0 ％

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　％）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	水路等コンクリート二次製品設置工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 □ ばらつきが概ね50%以下　□ ばらつきが概ね80%以下　□ ばらつきが概ね80%を超える　□ ばらつきで判断不可能					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

- □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
- □ 材料の品質規定証明書が整備されている。
- □ 施工基面が平滑に仕上げられている。
- □ 中心線の通りが良い。
- □ 仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。
- □ 護岸等の根入れが図面通り実施されていることが確認できる。
- □ コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。
- □ 二次製品の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。
- □ その他（理由：　　　　　　　　　　　）

0 / 9 = 0 %

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	ほ場整備工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 ☐ ばらつきが概ね50％以下　☐ ばらつきが概ね80％以下　☐ ばらつきが概ね80％を超える　☐ ばらつきで判断不可能					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

（整地工）

- ☐ 基盤切盛が適切に施工され、基盤の均平度が良好である。
- ☐ 表土厚さが充分確保され、かつ均平度が良好である。
- ☐ 畦畔及び盛土部が充分に締め固められている。
- ☐ 法面に有害なクラック損傷部がない。
- ☐ 石礫や雑物が適切に処理されている。

（道路工）

- ☐ 盛土の締め固めが適切に施工されている。
- ☐ 法面に有害なクラックや損傷部がない。
- ☐ 敷砂利等が均等で平坦性が良好である。

（水路工）

- ☐ 仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。
- ☐ 法面に有害なクラックや損傷部がない。
- ☐ コンクリート2次製品等の接合が適正である。
- ☐ 付帯構造物の施工が良好である。

（暗渠排水工）

- ☐ 吸水管等の設置が良好であり、且つ適正な水路勾配を有している。
- ☐ 被覆材が仕様書に定めた品質を有し、雑物等の混入がない。
- ☐ 表土戻しが適切に施工され、周辺との段差がない。

（その他）

- ☐ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　）

☐ ／ ☐ ＝ ☐ ％

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50％以下	80％以下	80％を超える	
評価値	90％以上	a	a’	b	b
	75％以上90％未満	a’	b	b’	b’
	60％以上75％未満	b	b’	c	c
	60％未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　％）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ Ⅱ. 品質	管水路工事 （パイプライン）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※　ばらつきの判断は評定別紙5参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下	☐ ばらつきが概ね80%以下	☐ ばらつきが概ね80%を超える	☐ ばらつきで判断不可能		☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

☐ 掘削断面に崩壊、過堀が無く、施工基面が平滑に仕上げられている。

☐ 管及び付属品（制水弁、空気弁等）の接合が適正である。

☐ 材料の品質規定証明書が整備されている。

☐ 中心線の通りが良い。

☐ 仕様書等で示す条件により、締め固めが実施されている。

☐ 舗装復旧が適切に施工され、周辺との段差がない。

☐ その他（理由：

☐ / ☐ = ☐ %

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	林道工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※　ばらつきの判断は評定別紙5参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下　☐ ばらつきが概ね80%以下　☐ ばらつきが概ね80%を超える　☐ ばらつきで判断不可能					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

- ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
- ☐ 種子吹付等に使用する材料の種類、品質及び配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐ 法面に有害な亀裂が無い。
- ☐ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- ☐ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
- ☐ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
- ☐ 切土法面が設計図書で定められた勾配でなじみよく仕上がっている。
- ☐ フトン篭、カゴ枠等で材料のかみ合わせ又は連結が適切で詰石等、裏込材の流亡のおそれがない。
- ☐ 補強土壁工の施工に当たっては、その基礎に埋戻し土または盛土内の浸透水が流入しないよう施工されていることが確認できる。
- ☐ 補強土壁工の壁材の組立が適切に施工されていることが確認できる。
- ☐ 補強土壁工の補強部材が所定位置に取り付けられ、極端な凸凹が生じないように埋設されていることが確認できる。
- ☐ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

☐ / ☐ = ☐ %

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）/ 評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	魚礁設置工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　　※　ばらつきの判断は評定別紙5参照。 □ ばらつきが概ね50%以下　□ ばらつきが概ね80%以下　□ ばらつきが概ね80%を超える　□ ばらつきで判断不可能					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

- □ 設計図書に基づくｺﾝｸﾘｰﾄの配合試験及び試験練りが行われており、適切なｺﾝｸﾘｰﾄの規格(強度・w／c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。
- □ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設時の必要な供試体を採取し、強度･ｽﾗﾝﾌﾟ･空気量等が確認できる。
- □ ｺﾝｸﾘｰﾄ供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ 施工条件及び気象条件に適した運搬、打設、締め固め、養生を行っている。
- □ ｺﾝｸﾘｰﾄ単体魚礁の型枠の取り外しに関して適切に管理されている。
- □ ｺﾝｸﾘｰﾄ単体魚礁の転置、仮置に際し、強度確認を行っている。
- □ ｺﾝｸﾘｰﾄ単体魚礁の仮置は、転倒、崩壊等の恐れがない。
- □ 鉄筋の規格がﾐﾙｼｰﾄで確認できる。
- □ 鉄筋の引っ張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。
- □ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。
- □ 鉄筋の組立･加工が適正であることが確認できる。
- □ ｽﾍﾟｰｻｰの材質が適正で、品質が確認できる。
- □ ｽﾍﾟｰｻｰを適切に配置し､鉄筋のかぶりを確保している。
- □ 捨石など材料の規格･品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。
- □ 鋼材の規格･数量がミルシート等（現物照合を含む）で確認できる。
- □ 鋼製魚礁の溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。
- □ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている
- □ 組立魚礁の組立が手順書等に沿って適切に実施されている。
- □ 組立魚礁のﾎﾞﾙﾄの締付確認が適切に実施されている。
- □ 沈設に先立ち、気象・海象等を十分調査し、沈設作業が適切に管理されており、設計図書等に定められたとおり施工されている。
- □ 運搬沈設において魚礁の破損がなく施工されている。
- □ 有害なｸﾗｯｸが無い。
- □ その他（理由：

0 / 23 = 0 %

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『―』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	ため池工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 □ ばらつきが概ね50%以下　□ ばらつきが概ね80%以下　□ ばらつきが概ね80%を超える　□ ばらつきで判断不可能					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

- □ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。
- □ 使用材料の品質規格証明書が整備されている。
- □ 基盤処理の施工は、仕様書に従い適切に施工されている。
- □ 施工基面及び法面が平滑に仕上げられている。
- □ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
- □ 遮水シートの重ね幅が確保され、適切に接続されている。
- □ 築堤については、仕様書に従い適切に施工されている。（まき出し、転圧）
- □ 盛土材が適切に保管管理されていることが確認できる。
- □ 湧水処理は適切に施工されている。
- □ 雨水による、崩壊が起こらないよう排水対策を実施している。
- □ 気象条件を考慮した施工が確認できる。
- □ 鉄筋の組立、継手部、かぶりは工事に記されたとおり施工されている。
- □ 周辺地山の法面工は設計図書に基づき適切に施工されている。
- □ 構造物周辺の締固め等の処理を適切に行っていることが確認できる。
- □ 付帯構造物は設計図書に基づき適切に施工されている。
- □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□ / □ = □ %

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	シールド工事 （一次覆工） （二次覆工）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※ ばらつきの判断は評定別紙5参照。 ☐ ばらつきが概ね50%以下	☐ ばらつきが概ね80%以下	☐ ばらつきが概ね80%を超える		☐ ばらつきで判断不可能	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

- ☐ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。
- ☐ 材料の品質規格証明書が整備されている。
- ☐ セグメントが仕様書･製作要領書に基づいて製作されている。
- ☐ セグメントに損傷及び補修痕がない。
- ☐ セグメント組立時に目違い、異物の挟み込み等に注意し丁寧に組立を行い、所定のトルクでボルトが締め付けられていることが確認できる。
- ☐ セグメント組立後、真円保持装置を使用し形状確保に努めている。
- ☐ セグメント継手面シール等の防水工が、仕様書に基づき適切に施工され漏水がない。
- ☐ 施工後のコンクリート系セグメントにクラックの発生及び欠けがない。
- ☐ スチールフォーム等の取り外しに関して管理されている。
- ☐ 施工に先立ち配合試験を行い、コンクリートの品質向上に取り組んでいる。
- ☐ コンクリートの現場養生が、仕様書の規定に従い適切に実施されている。
- ☐ 二次覆工コンクリートにクラックの発生がない。
- ☐ その他（理由:　　　　　　　　　　　　　　　　）

0 / 13 = 0 %

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）/ 評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	下水道工事 （開削） （推進）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　　※　ばらつきの判断は評定別紙5参照。 □ ばらつきが概ね５０％以下	□ ばらつきが概ね８０％以下	□ ばらつきが概ね８０％を超える		□ ばらつきで判断不可能	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		［評価対象項目］ （共通） □ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。 □ 使用材料の品質規格証明書が整備されている。 □ 塩ビ管材料は、直射日光を避けて、変形が起きないよう管台を適正に配置して保管していることが確認できる。 □ ﾋｭｰﾑ管および推進管の種別、継ぎ手または可とう性継ぎ手、副管等、使用材料の確認ができる。 □ 施工基面が平滑に仕上げられている。 □ 管やマンホールの砂基礎、砕石基礎、ｺﾝｸﾘｰﾄ基礎の施工が適切で沈下の恐れが無い。 □ 管の吊り込み、据付けが適切に施工されていることが確認できる。 □ マンホール間の勾配が一定である（中だるみが無い）。 □ 圧送管の継ぎ手部のﾎﾞﾙﾄ締めの管理を適正に行っている。（圧送管がある場合） □ 管継ぎ手部、マンホール連結部の仕上げが良好である。 □ マンホールブロックの接合部は、砂利･砂･ゴミ等を取り除き水密に仕上げられていることが確認できる。 □ マンホールのインバｰﾄ形状、勾配が適当で、表面仕上げが適切である。 □ 取付管の線形、勾配が適切に施工されていることが確認できる。 □ アスファﾙﾄの密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ プラﾝﾄ出荷時、現場到着時、舗装時等において、アスファﾙﾄ混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 □ 付帯工作物の復旧が適切に行われている。 （開削工事関係） □ 土留め工の施工が適切で、周辺地盤への影響が見られない。 □ 埋め戻しにおいて、一層の仕上がり厚を２０cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 □ 埋め戻し材料について、良質な土砂又は設計図書で指定されたもので監督員の承諾を得たものを使用していることが確認できる。 □ 床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 □ 舗装復旧が適切に行われ、路面の不陸がみられない。						

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

（推進工事関係）

- ☐ 管推進に伴う周辺地盤への影響が見られない。
- ☐ 立坑の復旧が適切に行われ、路面の沈下、不陸が見られない。
- ☐ 薬液注入に伴う管理が適切で、観測井も適切に復旧されている。
- ☐ 裏込め注入の配合、注入圧、注入量などの管理が適切に行われている。
- ☐ 推進法線上の地盤沈下について、沈下量の管理を行い、最小限の沈下にとどめていることが確認できる。
- ☐ 推進推力について、管理を行い、予定以上の負荷をかけていないことが確認できる。
- ☐ 管の目地には、予定以上の開きの無いことが確認できる。

(現場打ち人孔工事関係)

- ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、強度、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

(その他)

- ☐ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

☐ ／ ☐ ＝ ☐ ％

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		５０％以下	８０％以下	８０％を超える	
評価値	９０％以上	a	a’	b	b
	７５％以上９０％未満	a’	b	b’	b’
	６０％以上７５％未満	b	b’	c	c
	６０％未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は「－」を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に「レ」を入れてc評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	管更生工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※　ばらつきの判断は評定別紙5参照。 □ ばらつきが概ね50%以下	□ ばらつきが概ね80%以下	□ ばらつきが概ね80%を超える	□ ばらつきで判断不可能		□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

□ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。

□ 材料の品質証明書が整備されている。

□ 事前調査において、既設管内の布設状況、取付管位置、障害物及び浸入水等の状況を十分に把握し施工を行っている。

□ 事前処理により、更生時に支障のないよう適切な措置を施している。

□ 更生工（硬化性樹脂）の、配合・気温・硬化材温度・硬化温度・形成圧力・保持時間等が確認できる。

□ 更生工（製管材）裏込め工の、配合・気温・水温・ゲルタイム・注入吐出量・注入圧力等が確認できる。

□ 仕上がり管体内面には膨れ、皺、扁平、破損等がなく基準を満たしている。

□ 人孔管口を適切に仕上げていることが確認できる。

□ 取付管口を適切に仕上げていることが確認できる。

□ 形成管の物性試験の結果が確認できる。

□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□ / □ = □ %

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『―』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）/ 評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	上水道工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※　ばらつきの判断は評定別紙5参照。 □ ばらつきが概ね50%以下　□ ばらつきが概ね80%以下　□ ばらつきが概ね80%を超える　□ ばらつきで判断不可能					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

［評価対象項目］

- □ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。
- □ 材料の品質証明書が整備されている。
- □ 管、弁、栓、筐、ボックス等の据付及び接合は、契約図書又は施工基準に適合し施工されている。
- □ 腐食防止処理等が規定どおり施工されている。
- □ 通水試験及び締め付け確認等の各種試験が適正に行われていることが確認でき、記録も適合範囲である。
- □ 埋戻し材の種類、締固め使用機種及び厚さ等、仕様書及び設計図書に適合し施工されている。
- □ 舗装復旧が適切に行われ、沈下や不陸がない。
- □ 土留め工が適切に行われ、周辺地盤への影響が見られない。
- □ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□ / □ = □ %

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『－』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）/ 評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

評定別紙3－1

工事成績採点の考査項目別運用表(土木工事)

検査員

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	上記以外の工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]　※　ばらつきの判断は評定別紙5参照。 □ ばらつきが概ね50%以下　□ ばらつきが概ね80%以下　□ ばらつきが概ね80%を超える　□ ばらつきで判断不可能 [評価対象項目] □ 理由: □ 理由: □ 理由: □ 理由: □ 理由: □ 理由: □ 理由: □ 理由: [　] / [　] = [　] %					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

① 当該「評定対象項目」のうち、評定対象外の評価項目は『ー』を入れる。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝該当項目数(　　) / 評価対象項目数(　　)
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は工種に『レ』を入れてc評価とする。

評定別紙3－1

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	細別	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	III. 出来ばえ	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 トンネル工事 □	□ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ クラックがない。 □ 漏水がない。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 5 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目 ・・・・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		土工事 （盛土・築堤工事等） □	□ 仕上げが良い。 □ 通りが良い。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 構造物へのすりつけ等が良い。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	
		切土工事 □	□ 規定された勾配が確保されている。 □ 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 □ 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 □ 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 □ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 5 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目 ・・・・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		護岸・根固・水制工事 □	□ 通りが良い。 □ 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 既設構造物とのすりつけが良い。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	
		鋼橋工事 □	□ 表面に補修箇所がない。 □ 部材表面に傷及び錆が無い。 □ 溶接に均一性がある。 □ 塗装に均一性がある。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	
		地すべり防止工事 □	□ 地山との取り合いが良い。 □ 天端、端部の仕上げが良い。 □ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 3 項目以上 ・・・・・a 該当 2 項目 ・・・・・・・・b 該当 1 項目 ・・・・・・・・c 該当項目なし ・・・ ・・・・d	
		舗装工事 □	□ 舗装の平坦性が良い。 □ 構造物の通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 構造物へのすりつけ等が良い。 □ 雨水処理が良い。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 5 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目 ・・・・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		法面工事 □	□ 通りが良い。 □ 植生、吹付等の状態が均一である。 □ 端部処理が良い。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 3 項目以上 ・・・・・a 該当 2 項目 ・・・・・・・・b 該当 1 項目 ・・・・・・・・c 該当項目なし ・・・ ・・・・d	

評定別紙3－1

工事成績採点の考査項目別運用表(土木工事)

検 査 員

考 査 項 目	細 別	工 種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	III. 出来ばえ	基礎工工事(地盤改良等を含む) □	□ 土工関係の仕上げが良い。 □ 通りが良い。 □ 端部及び天端仕上げが良い。 □ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。		※ 該当 3 項目以上 ・・・・・a 該当 2 項目 ・・・・・・・・b 該当 1 項目 ・・・・・・・・c 該当項目なし ・・・ ・・・・d	
		コンクリート橋上部工事 □	□ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 支承部の仕上げが良い。 □ クラックが無い。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 5 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目 ・・・・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		塗装工事(工場塗装を除く) □	□ 塗装の均一性が良い。 □ 細部まできめ細かな施工がされている。 □ 補修箇所が無い。 □ ケレンの施工状況が良好である。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	
		植栽工事 □	□ 樹木の活着状況が良い。 □ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 □ 支柱の取り付けが堅固である。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 3 項目以上 ・・・・・a 該当 2 項目 ・・・・・・・・b 該当 1 項目 ・・・・・・・・c 該当項目なし ・・・ ・・・・d	
		防護柵(網)工事 □	□ 通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 部材表面に傷及び錆が無い。 □ 既設構造物等とのすりつけが良い。 □ きめ細やかに施工されている。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 5 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目 ・・・・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		標識工事 □	□ 設置位置に配慮がある。 □ 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 □ 標識板の支柱に変色が無い。 □ 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	
		区画線工事 □	□ 塗料の塗布が均一である。 □ 視認性が良い。 □ 接着状態が良い。 □ 施工前の清掃が入念に実施されている。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	

評定別紙3－1

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	細別	工種	a	b	c	d
			優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	III. 出来ばえ	電線共同溝工事 □	□ 歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 □ ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 □ 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 3 項目以上 ·····a 該当 2 項目 ·········b 該当 1 項目 ·········c 該当項目なし ··· ·····d	
		機械設備工事 □	□ 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 □ きめ細かな施工がなされている。 □ 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 □ 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 ·····a 該当 3 項目 ·········b 該当 2 項目 ·········c 該当 1 項目以下 ·····d	
		電気設備工事 照明設備工事 その他類似工事 □	□ きめ細やかな施工がなされている。 □ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □ 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 □ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 □ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 5 項目以上 ·····a 該当 4 項目 ·········b 該当 3 項目 ·········c 該当 2 項目以下 ·····d	

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検査員

考査項目	細別	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	III. 出来ばえ	港湾築造工事（海岸築造工事を含む）□	□ 構造物等の通りが良い。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ 構造物等の表面及び端部の仕上げが良い。 □ きめ細やかな施工がなされている。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	
		港湾浚渫工事（地盤改良工事を含む）□	□ 規定された水深･勾配又は改良深度等が確保されている。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ 施工後の表面及び底面等の全体的な仕上げが良い。 □ 浚渫及び盛上がり等の土砂が適切に処理されてい		※ 該当 3 項目以上 ・・・・・a 該当 2 項目 ・・・・・・・・b 該当 1 項目 ・・・・・・・・c 該当項目なし ・・・ ・・・・・d	
		水路等コンクリート二次製品設置工事 □	□ 土工の仕上げが良い。 □ 土工の構造物等へのすりつけが良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ 製品のかみ合わせが良い。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 5 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目 ・・・・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		ほ場整備工事 □	□ 整地仕上げが良い。 □ 営農に十分配慮された施工がなされている。 □ 水路や道路の通りが良い。 □ 法面仕上げが良い。 □ 雨水処理が良い。 □ 吸水渠、集水渠、水閘、排水口の配置が良い。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 6 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目以上 ・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		林道工事 □	□ 切取･盛土法面の仕上げが良く、規定された法勾配が確保されている。 □ コンクリート構造物等の肌が良い。 □ コンクリート構造物の天端仕上げ、端部仕上げ等が良く、地山とのすり付けが良い。 □ 植生、吹付け等の状態が均一である。 □ 路面仕上げ、敷砂利が良好に施工されており路面状況が良い。 □ 排水施設の施工が良好である。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 6 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目以上 ・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		魚礁設置工事 □	□ 構造物の表面及び端部の仕上げが良い。 □ 構造物の通りが良い。 □ 沈設位置の精度が良い。 □ きめ細かな施工がなされている。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	
		ため池工事 □	□ 全体的な美観が優れている。 □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ コンクリート構造物の仕上げが良い。 □ 波除ブロック等の施工状況が良好である。 □ 土工の仕上げが良い。 □ きめ細やかな施工がなされている。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

検 査 員

考査項目	細別	工種	a	b	c	d
			優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	III. 出来ばえ	シールド工事（一次覆工） □	□ シールドトンネル構造物の通りがよい。 □ コンクリート系セグメントの表面に補修箇所がなく、肌がよい。または、鋼製セグメントの有害な変形がなく、溶接箇所等に亀裂がない。 □ 漏水がない。 □ 既設構造物とのすりつけがよい。 □ 全体的な美観が良い。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	
		シールド工事（二次覆工） □	□ コンクリート構造物にクラックがなく肌が良い。または、内挿管の継手部の仕上がりがよい。 □ クラックがない。 □ 勾配が均一で水溜まりがない。 □ 漏水がない。 □ 既設管との接続部の仕上がりがよい。 □ 全体的な美観がよい。		※ 該当 5 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目 ・・・・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		下水道工事（開削） □	□ マンホール・桝等の目地仕上が良い。 □ 管口の仕上げがよい。 □ マンホール・桝等と既設路面との取り合いが良い。 □ 管路の通り、状態がよい。 □ クラックがない。 □ 漏水がない。 □ 全体的な美観がよい。		※ 該当 6 項目以上 ・・・・・a 該当 4～5 項目 ・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		下水道工事（推進） □	□ 全体的な美観がよい。 □ 管路の通りがよい。 □ クラックがない。 □ 漏水がない。 □ 管目地、注入孔の仕上げがよい。 □ 管口の仕上げがよい。		※ 該当 5 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目 ・・・・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		管更生工事 □	□ 全体的な美観がよい。 □ きめ細かな施工がなされており、傷または、補修痕がない。 □ 管口の仕上げがよい。 □ しわ、膨れがない。 □ 真円度がよい。 □ 嵌合、融着の状態がよい。		※ 該当 5 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目 ・・・・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		上水道工事 □	□ 筐及びボックスと路面とのすりつけが良い。 □ 新設舗装と既存舗装との間に段差がなく破損やクラックもない。 □ 付帯工事を含め、全体的な美観が良い。 □ 仕切弁・消火栓等の収まりが良い。 □ 完成図書が的確で見やすく作成されている。		※ 該当 5 項目以上 ・・・・・a 該当 4 項目 ・・・・・・・・b 該当 3 項目 ・・・・・・・・c 該当 2 項目以下 ・・・・・d	
		上記以外の工事 □	□ 理由: □ 理由: □ 理由: □ 理由: □ 理由: ※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。		※ 該当 4 項目以上 ・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・・・・b 該当 2 項目 ・・・・・・・・c 該当 1 項目以下 ・・・・・d	

評定別紙4

施工プロセスチェックリスト

1. 工事名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事担当課:

2. 工　期　　　　平成　年　月　日～平成　年　月　日

3. 受注者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当監督員:　　　　　　　　印

①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを担当監督員が確認する。
②チェック欄には書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容を確認し指示事項を記入する。備考欄には指示事項、是正状況、取り組み状況等を記入する。

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄　(指示事項等)														備考 (指示事項及び その是正状況等)
				対象外	施　工　中(チエックの手引きを参考に適宜チエック欄を作成のこと。)												達成率	
1 施工体制	I 施工体制一般	○工事カルテ(コリンズ登録)	・事前に監督員の承認を受け、契約締結後10日以内(土、日曜日、祝祭日を除く)に登録機関に申請が完了している。 (受注契約後、変更契約後)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
		○施工管理体制	・現場代理人、主任(監理)技術者届け及び契約工程表が契約締結後14日以内に提出されている。 (受注契約後、変更契約後)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・主任(監理)技術者が工事途中及び立会検査等の事前に現場の確認を行っている。 (施工中、検査前等)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
		○建設業退職金共済制度	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。 (契約後1回程度)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。(施工中1回程度)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 (施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
		○労働保険関係成立票	・労災保険関係成立票を公衆の見やすい場所に掲示している。 (施工中1回程度)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
		○建設業許可標識	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、主任(監理)技術者を正しく記載している。 (施工中1回程度)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
		○下請通知書	・下請負契約書契約後、直ちに下請通知書を提出している。 (施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
		○施工体制台帳に関する資料	・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ適宜変更の都度同一のものを提出している。 (施工時の当初、変更時)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・下請負契約書又は請書(写)(2次3次の再下請を含む。)を添付している。 (施工時の当初、変更時)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・施工体系図の内容が適正であり、かつ工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。。 (施工時の当初、変更時)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・施工体系図または下請通知書等に記載されている業者のみが作業している。 (施工時　1回／月程度)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・受注者がその下請工事の施工に実質的に関与している。 (施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		

評定別紙4

施工プロセスチェックリスト

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	チェック欄　（指示事項等）														備考 （指示事項及びその是正状況等）
				対象外	施　工　中（チエックの手引きを参考に適宜チエック欄を作成のこと。）												達成率	
1 施工体制	II 配置技術者	○現場代理人	・現場に常駐している。 (施工中　1回／月程度)		（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）		
			・監督職員への連絡調整、協議等を書面で行っている。 （施工中適宜）		（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）		
		○監理技術者（主任技術者）の専任等	・技術者としての要件が資格者証等により確認できた。 （着手前）		（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）		
			・配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。 （着手前）		（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）		
			・監理技術者（主任技術者）が現場に専任している。（専任義務は建築一式工事5,000万円以上、その他工事2,500万円以上） (施工中　1回／月程度)	□	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）		
			・施工計画や工事に係わる工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっている。 （施工中、打合せ時）		（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）		
		○専門技術者の配置	・専門技術者を選任し、配置している。 （施工計画時、施工中適宜）	□	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）		
		○作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。 （施工計画時、施工中適宜）	□	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）		
		○監理技術者（主任技術者）の能力	・施工に先立ち、創意工夫又は、提案をもって工事を進めている。 （施工中適宜）	□	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）		
			書類及び資料が適切に整理されている。 （施工中適宜）		（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）		
			・施工体制、施工状況を把握し、下請負業者、部下等をよく指導している。 （施工中適宜）		（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）		
2 施工状況	I 施工管理	○設計図書の照査　等	・契約書第18条第1条第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。 （着手前、施工中適宜）		（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）		
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 （着手前、施工中適宜）	□	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）		
		○施工計画書	・施工に先立ち、設計図書及び現場条件を反映した内容のものが提出されている。 （着手前、変更時）		（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）		
			・記載内容と現場施工方法が一致している。 （施工中適宜）		（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）		
			・記載内容と現場体制が一致している。 （施工中適宜）		（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）	（／）		

施工プロセスチェックリスト

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄　(指示事項等)														備考 (指示事項及び その是正状況等)
				対象外	施　工　中(チエックの手引きを参考に適宜チエック欄を作成のこと。)												達成率	
2 施工状況	I 施工管理	○施工管理 ・工事材料の管理	・工事材料が事前に監督員に承認され、適切に管理している。(施工中適宜)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
		・出来形、品質管理	・品質確保のための対策など、施工に関する工夫を書面で確認できる。(施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・施工途中の出来形、品質管理が書面で確認できる。(施工中適宜)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・現場内での整理整頓が、日常的に行われている。(施工中適宜)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
		○検査(確認を含む)及び立会等の調整	・監督員の立会にあたって予め連絡をしている。(施工中適宜)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・段階確認の確認時期が、適切である。(施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
		○建設副産物及び建設廃棄物	・受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示した。(施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書及び、産業廃棄物処理計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。　(施工中適宜)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
		○指定建設機械類の確認	・低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。(施工中1回程度)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
	II 工程管理	○工程管理	・実施工程表が提出され、工程の管理を行っており、関連工事との調整も適切に行っている。(着手前、施工中適宜)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・工期及び、内容変更が伴う場合、変更協議が書面にて行われ、契約後14日以内に変更工程表が提出されている。(施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			・現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。(施工中適宜)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		

評定別紙4

施工プロセスチェックリスト

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄　(指示事項等)														備考 (指示事項及び その是正状況等)
				対象外	施　工　中(チエックの手引きを参考に適宜チエック欄を作成のこと。)												達成率	
2 施工状況	III 安全対策	○安全活動	災害防止協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。 (施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。 (施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			安全教育･安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 (施工中適宜)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。 (施工中適宜)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 (施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			過積載防止に十分に取り組んでいる。 (施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 (施工中適宜)		(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 (施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 (施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			足場や支保工の設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 (施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			工事現場における保安設備等の設置･管理が適切であり、よく整備されている。 (施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。 (施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
	IV 対外関係	○関係機関等	工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整をしている。 (施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			工事施工にあたり、近隣住民(入居者等)との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、その内容の報告がある。(施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			隣接工事又は、施工上密接に関連する工事と相互に協力を行っていることが確認できる。 (施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		
			工事の目的及び内容を、看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。 (施工中適宜)	□	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)		

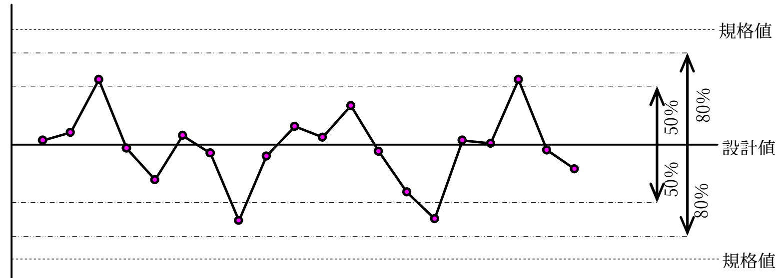
評定別紙5

出来形及び品質のばらつきの考え方

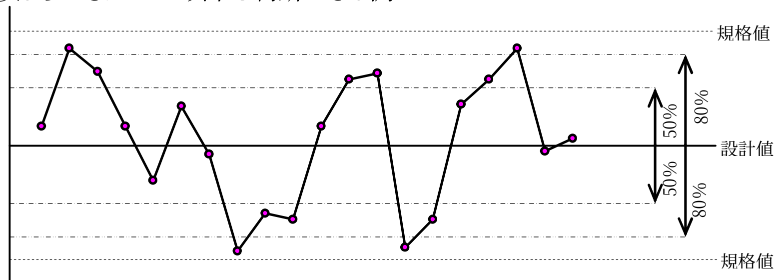
［管理図の場合］

（上･下限値がある場合）

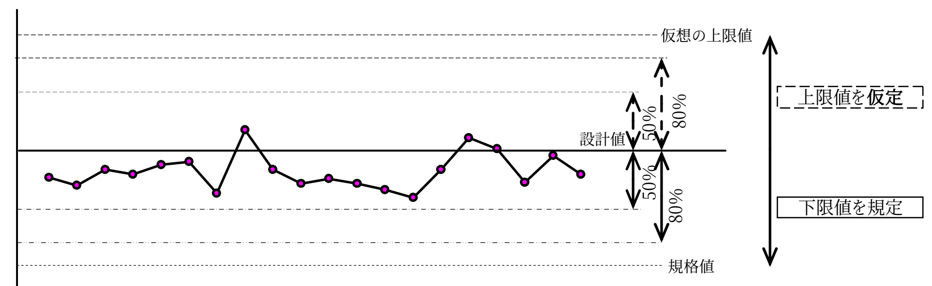
①ばらつきが50%以下と判断できる例



②ばらつきが80%以下と判断できる例

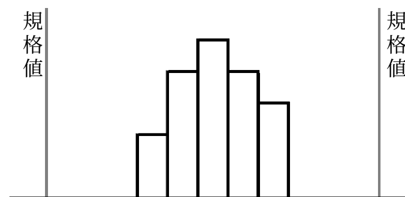


（下限値のみの場合）

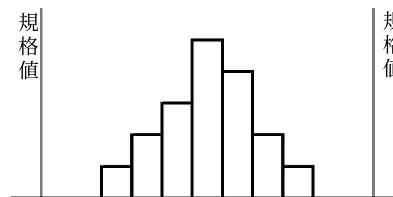


［度数表またはﾋｽﾄグラムの場合］

ばらつきが小さい



ばらついている



ばらつきが大きい

